

船舶事故調査報告書

令和3年6月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員行方不明
発生日時	令和元年12月1日 11時50分ごろ
発生場所	青森県 ^{あしがさわ} 鱒ヶ沢町鱒ヶ沢漁港北北東方沖 鱒ヶ沢港北防波堤灯台から真方位016° 7.8海里（M）付近 （概位 北緯40° 54.7′ 東経140° 15.5′）
事故の概要	漁船第三十八 ^{さんえい} 三栄丸は、錨綱の張り合わせ作業中、甲板員が落水して行方不明となった。
事故調査の経過	令和元年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八三栄丸、7.3トン AM2-5605（漁船登録番号）、個人所有 13.90m（Lr）×3.13m×1.11m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、平成11年7月24日
乗組員等に関する情報	船長 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年6月3日 免許証交付日 平成30年6月14日 （令和6年4月26日まで有効） 甲板員 20歳
死傷者等	行方不明 1人（甲板員）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、水温 約14℃
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員1人が乗り組み、底建網（定置網）の設置準備をする目的で、令和元年12月1日07時00分ごろ鱒ヶ沢漁港北北東方の漁場に向けて同漁港を出港した。 船長は、漁場に到着した後、錨綱を設置するため、積載していた重量約130kgの錨（ストックアンカー）4本を、長方形の4角の位置となるように順次投入し、投入した4本の錨の対角線がほぼ交差する地点に直径約100cmの仮ブイを錨綱と連結して予定していた作

業を終えた。

錨綱は、直径約16mmの浮遊性のあるポリエチレン製ロープで、底建網の四角から北東および北西方に約200m、南東および南西方に約150mの長さになるように設置されていた。

錨綱は、同綱が浮遊して他船の航行の障害にならないように水面下に沈める必要があり、錨を投入する際、同綱を張り合わせて沈められていた。

僚船（以下「僚船A」という。）は、本船の底建網設置予定地点から東方に約100m離れたところに、本船と同寸法の錨綱を既に設置し、錨綱の交差部を仮ブイで表示して帰港していた。

船長は、‘僚船Aが設置を終えた錨綱のうち、北西側の1本’（以下「本件ロープ」という。）が海面に約30m浮遊していることを認め、僚船Aが既に帰港していたので本船で浮遊している本件ロープの張り合わせを行うこととした。

船長は、甲板員に浮遊していた本件ロープを左舷後部甲板上に引き揚げさせ、本件ロープをコイルダウンさせた後、自身は操機・操舵リモコン（以下「本件リモコン」という。）を持ち、船尾のキャプスタンを操作して錨につながる本件ロープを巻き揚げ、錨が水面付近まで揚がったところでキャプスタンに本件ロープを仮止めした。

船長は、甲板員が錨綱より舷側側に立っていることを認めたものの、本件ロープを張り合わせようと、船尾方を見ながら本件リモコンで機関を後進にかけ、早足で歩く程度の約3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）に調整した後、甲板員及び本件ロープの延伸状況を確認していない中、機関を中立として船尾方を見ていた。

本船は、約3ノットの行きあしで後進中、コイルダウンしていた本件ロープが延伸を続け、後部甲板上の本件ロープが全て延伸してキャプスタンに仮止めしていた錨綱に張力が発生した際、11時50分ごろ甲板員が落水した。

船長は、甲板員の声を聞き、振り返ったところ甲板員の落水を認め、本船が風下に圧流されて離れていく中、甲板員をボートフックで救助しようとしたがボートフックが届かず、続いてロープを投げたが届かなかった。

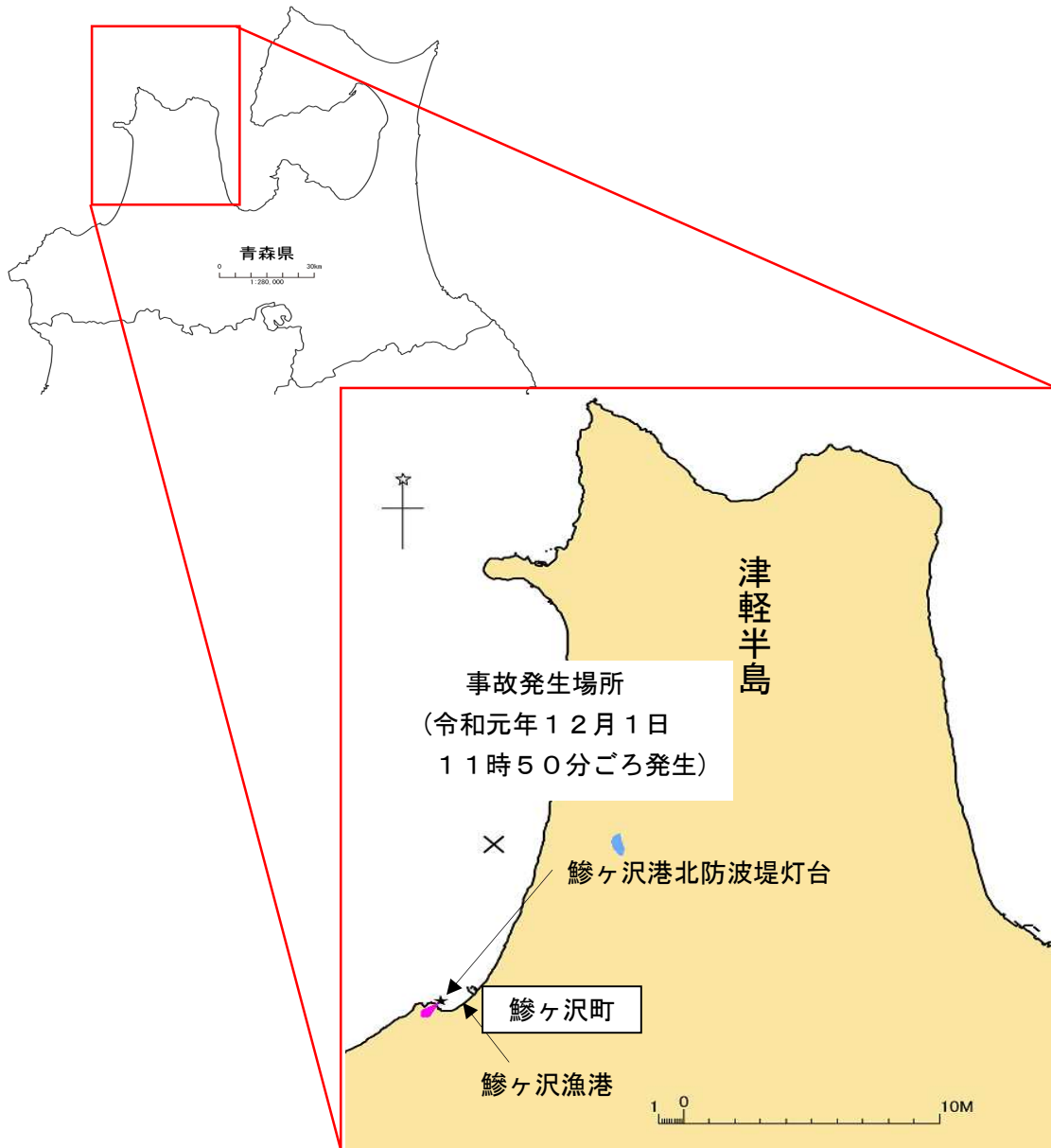
船長は、本船を甲板員に近づけようと、キャプスタンに仮止めしていた本件ロープを解いて錨を落下させたところ、本件ロープが本件リモコンのケーブルと絡み、本件リモコンが海面に落ちるのを認めた。

本件リモコンは、船長がキャプスタンを使って本件リモコンを引き揚げようとしたところ、ケーブルが切断して海没した。

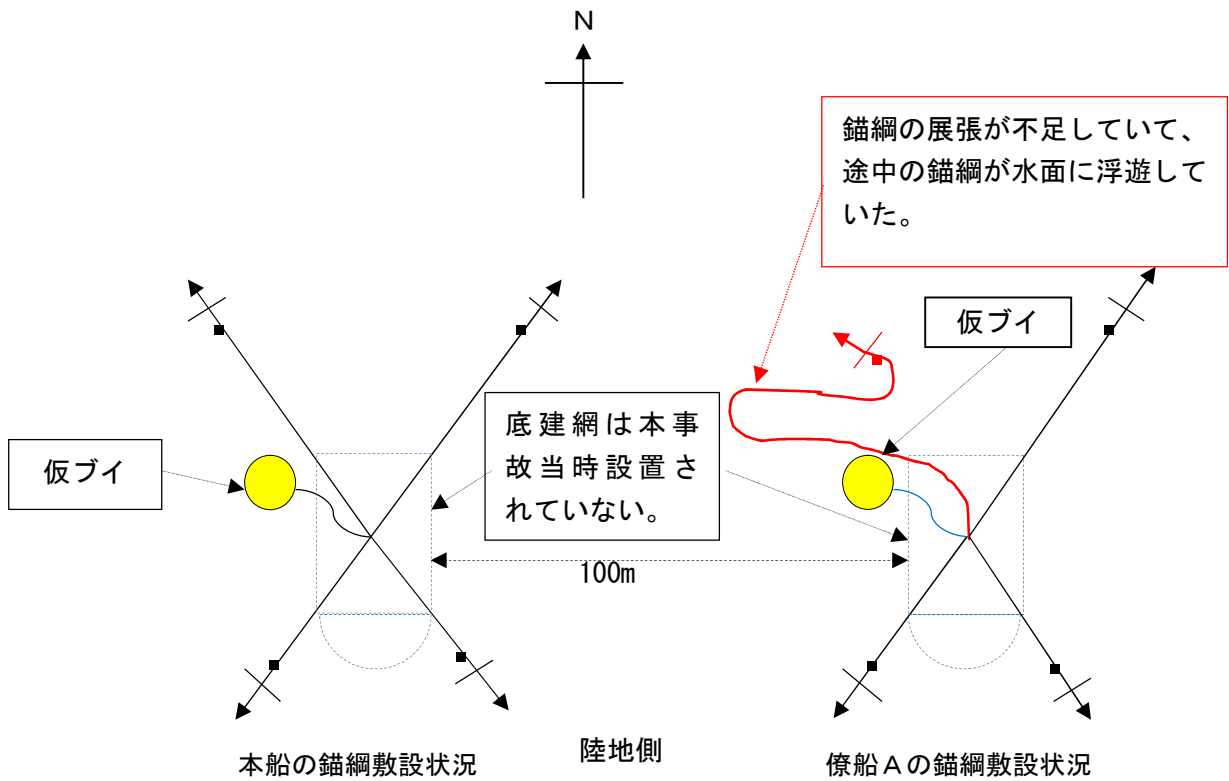
船長は、手動操舵、機関付きのクラッチハンドル及び速力調整（ガバナー）ハンドルを操作することとし、後部甲板下の船倉に収納していた舵頭金物と舵柄を取り出して舵軸に取り付けて操船を行い、甲板

	<p>員との距離が約20mまで接近したところ、12時00分ごろ甲板員が力尽きて水中に沈んだのを認めた。</p> <p>船長は、その後甲板員を捜索したが見つけることができず、12時10分ごろ所属する漁業協同組合に携帯電話で本事故の発生を連絡した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、付図2 本船及び僚船Aの錨綱敷設状況図、付図3 甲板員が落水した時の推定状況図、写真1 本船前部甲板から後部甲板の状況、写真2 後部甲板の状況 参照)</p>
その他の事項	<p>救命胴衣及び救命浮環は、船首部の船倉に収納してあったが、船長及び甲板員は、悪天候でない限り、ふだんから救命胴衣は着用していなかった。</p> <p>船長によれば、甲板員は2年ほど前から本船に乗船して底建網漁に従事するようになったが、漁労作業に慣れていなかった。</p> <p>船長は、錨綱の張り合わせを何度も行った経験を有していたが、甲板員は初めての作業であった。</p> <p>甲板員は、泳ぐことができなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>甲板員は、行方不明となった。</p> <p>甲板員は、本件ロープの張り合わせ作業中、舷側と延伸していく錨綱の間に立っていたことから、船長が錨綱を張り合わせた際、落水したものと考えられる。</p> <p>甲板員は、泳ぐことが不得手なうえ救命胴衣を着用していなかったことから、水中に沈み、行方不明になったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件ロープの張り合わせ作業中、甲板員が舷側と延伸していく錨綱の間に立っていたため、錨綱を張り合わせた際、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、作業中に、張り合わせ中のロープと舷側の間に立つなどの乗組員の不安全行動を認めた場合、直ちに是正させること。 ・ 船長は、乗組員が未経験の作業に従事する場合、作業前に作業内容の説明及び注意事項を与えること。 ・ 船長は、出漁する際、暴露甲板上で作業する乗組員に対して救命胴衣の常時着用を徹底させること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本船及び僚船Aの錨網敷設状況図



付図3 甲板員が落水した時の推定状況図

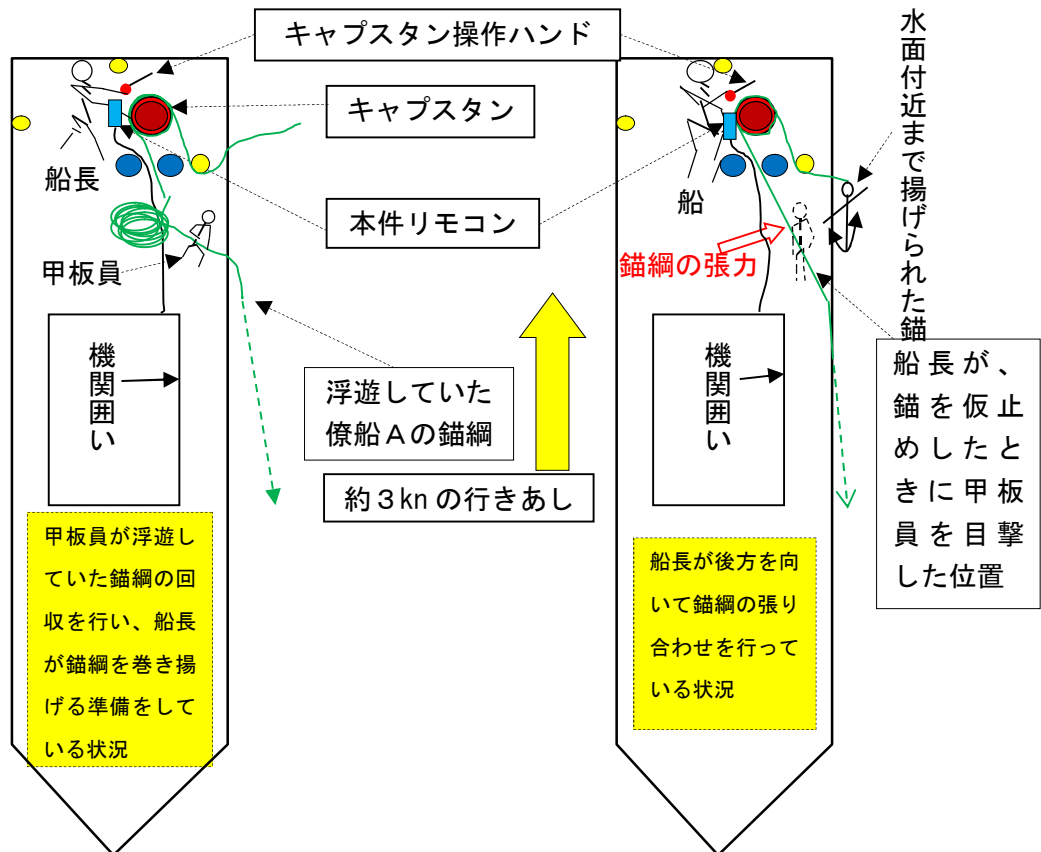


写真1 本船前部甲板から後部甲板の状況

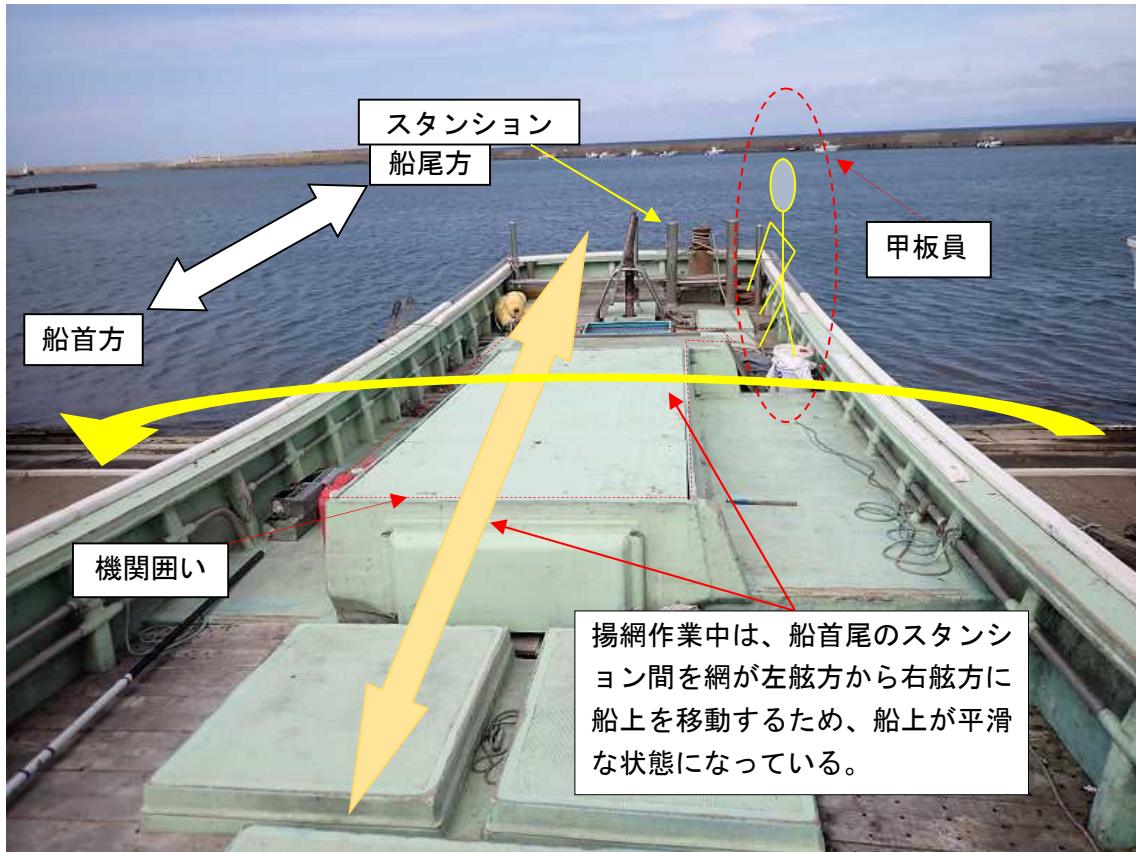


写真2 後部甲板の状況

